

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和6年度 鏡農排 第1号		
2	工 事 名	砦原排水機場3号エンジン整備工事		
3	工 事 場 所	八代市鏡町北新地		
4	工 種	施設機械(用排水ポンプ設備)工事		
5	工 事 概 要	排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、内部部品の調査点検を行い、故障部分の修理、部品の交換等を実施する。		
6	契 約 金 額	¥7,744,000		
7	契 約 日	令和6年11月1日		
8	工 事 期 間	令和6年11月1日	～	令和7年3月21日
9	請 負 業 者	住 所	福岡市東区多の津2-3-1	
		商 号 又 は 名 称	ダイハツディーゼル西日本(株)	
		代 表 者	代表取締役社長 三浦雄一郎	
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由			
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
	砦原排水機場は、八代市鏡地区にある農用地の湛水防除を目的とした施設であり、指定流域内の鯨鯨川の水を排水ポンプで強制的に不知火海へ排水を行っている。本件は、砦原排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、器機を分解した上で、内部部品の調査点検を行い、故障及び能力が低下した部品の交換・整備を実施するものである。			
	尚、今回の分解・整備品には燃料噴射ポンプも含まれており、分解・整備についてはメーカー指定工場でなければ不可能なものである。仮に他所と契約した場合は燃料噴射ポンプの分解・整備を行うことができないため、竣工後も燃料噴射ポンプは故障のリスクを抱えたまま能力が低下していく状態となる。仮に燃料噴射ポンプが故障してしまうと大雨時にも関わらず、排水ポンプの運転が出来ず農用地が浸水し、湛水被害が発生するなど農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。			
	したがって、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、ダイハツディーゼル製品の燃料噴射ポンプを分解・整備可能な指定工場を有するダイハツディーゼル西日本株式会社と随意契約するものである。			
	※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。			

公表日

令和7年1月9日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|---|---|------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 土道維災修 第4号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 東片町興善寺町線災害復旧修繕 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市東片町 | | |
| 4 | 工 種 | 舗装修繕工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 施工延長 L=172m、表層工(t=5cm) A=58㎡、表層工(t=3cm) A=154㎡、不陸整正(補足材3cm) A=252㎡、植生土のう工 A=21㎡ | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥2,530,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年11月5日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年11月6日 | ～ | 令和7年1月31日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市夕葉町3番地7 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)中山建設 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 中山英朗 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 | | | |
| | 本件は、6月豪雨により農林水産省所管の不知火幹線用水路が被災し、隣接する市道においても陥没の被害が発生した。発災後、農林水産省にて用水路及び隣接する市道の仮復旧は実施されたが、最近になり被災箇所の上流部において、陥没や路肩崩壊が発生している状況。今後、陥没や路肩崩壊が拡大する可能性があり、本課にて緊急に舗装復旧及び路肩修繕を行う必要がある。 | | | |
| | したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年1月9日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|---|---------|---|---------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 水施 第10号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 西宮町配水管布設工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市西宮町 | | |
| 4 | 工 種 | 配水管布設工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | HPPE φ 75(外層付) L=140.5m SL=141.3m
仕切弁 φ 75 N=1基
消火栓 φ 75 N=1基 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥4,048,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年11月11日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年11月12日 | ～ | 令和7年5月26日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市鏡町鏡1159-35 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (有)宮崎電設 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 宮崎雅己 | |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
- 地方公営企業法施行令第21条の13第6号
- 本工事は、市下水道建設課発注の宮地町污水管築造工事(その27)と同時施工で配水管を布設する工事であり、令和6年10月17日の開札において全者辞退のため入札不調となった案件である。
- 既に下水道工事の受注業者が決定しており、再入札に期間を要すると関連工事の工程等に支障をきたすため、早急に業者を決定する必要がある。
- 以上のことから、入札に付するいとまがないため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に基づき、随意契約を行うものである。
- なお、見積徴取相手方は水道施設工事の有資格者名簿に登録された格付B級の事業者かつ指定給水装置工事事業者である残り4者のうち、見積が可能と回答があった2者を相手方として行うこととする。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年1月9日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|---|---------|---|-----------------------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 農管 第3号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 八代南部排水機場2号過給機整備工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市日奈久新開町 | | |
| 4 | 工 種 | 過給機整備工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 過給機1式の整備
・工場持ち帰り整備
・部品交換
・試験調整 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥3,707,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年11月12日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年11月8日 | ～ | 令和7年2月28日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 宇土市新松原町字佐野免150-2 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | ヤンマーエネルギーシステム(株) 熊本サポートセンター | |
| | | 代 表 者 | 所長 田嶋満成 | |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 八代南部排水機場は八代市南部地区にある農用地の湛水防除を目的とした施設であり、指定流域内にある排水路から流れてくる水を潮遊池に集め、排水ポンプで強制的に海に排水を行っている。本件は、八代南部排水機場における排水ポンプ用ディーゼルエンジンについて、不具合が発生している過給機の整備工事を行うものである。
- 過給機が故障した場合大雨時に排水ポンプの運転ができず、農用地が浸水及び湛水被害が発生するなど受益農地の農業経営に甚大な影響を及ぼす可能性がある。なお、分解・整備についてはメーカー指定工場でなければ不可能なものであり、ヤンマーエネルギーシステム株式会社熊本サポートセンター以外と契約した場合は過給機の分解・整備を行うことができない。
- したがって、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、専門工場での整備作業と生産終了部品の調達が対応可能な唯一の業者であるヤンマーエネルギーシステム株式会社熊本サポートセンターと随意契約するものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年1月9日